

看取り介護に関する指針

介護老人保健施設
高齢者ケアセンターのぞみ

1. 基本精神

人生の終末を迎える際、人は終末期を過ごす場所及び行われる医療等について自由に選択できる環境が必要である。介護老人保健施設では、終末期にある利用者に対し、利用者本人の意思と権利を最大限に尊重し、本人の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎えるための終末期にふさわしい最善の医療、看護、介護、リハビリテーション等を行う。

2. 看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことである。

3. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いが錯綜することも普通の状態として考えられる。

事業所での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、事業所は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ① 事業所における医療体制の理解
- ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師との連絡を取り判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること
- ④ 看取りの介護に対する本人または家族の同意を得ること

4. 看取り介護の支援内容

① 利用者に対する支援

I. ボディケア

○ バイタルサインの確認・環境の整備を行なう・安寧、安楽への配慮・清潔への配慮・栄養と水分補給を適切に行う・排泄ケアを適切に行う・発熱、疼痛への配慮

II. メンタルケア

○ 身体的苦痛の緩和・コミュニケーションを重視する・プライバシーへの配慮を行なう・
全てを受容してニーズに沿う態度で接する

② 家族に対する支援

○ 話しやすい環境を作る・家族関係への支援にも配慮する・希望や心配事に真摯に対応する・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する・死後の援助を行なう

5. 看取り介護の方法

① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を事業所で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

② 医師よりの説明

I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、事業所の職員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、医師より利用者又は家族へ説明を行なう。この際、事業所でできる看取りの体制を示す。

II. この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当事業所で看取り介護を受けられるか、医療機関に入院するか選択することができる。医療機関入院を希望する場合は、事業所は入院に向けた支援を行なう。

③ 看取り介護の実施

I. 家族が事業所内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、利用者及び家族、事業所職員等と共同してカンファレンスを行い、計画書の作成又は見直しを行なう。その内容を説明し同意を得ること。

II. 看取り介護を行なう際は、医師、看護師、介護職員等が共同で利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、利用者又は家族への説明を行ない、同意を得ること。

III. 事業所の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

6. 看取り介護に関する指針の閲覧について

この指針はホームページにて公表する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和 7年4月1日 一部改正

令和 8年4月1日 一部改正

令和 8 年 7 月 1 日 一部改正